

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【条 例】

○ 岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部を改正する条例

議会事務局政務調査室

○ 岡山県議会の議決すべき事件を指定する条例の一部を改正する条例  
（以上県例規集登載）

”

### 【解 説】

○ 公布した条例の解説

総務学事課

## 目次

担当課（室）

岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

#### 岡山県条例第四十七号

岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部を改正する条例

岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例（平成二十三年岡山県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「、インターネット」を「、携帯電話インターネット接続役務提供事業者の携帯電話インターネット接続役務（法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供に関する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者、インターネット」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア 法第二条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。

第二条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 青少年有害情報フィルタリングサービス 法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。

第十条第一項中「又は携帯電話端末若しくはPHS端末（以下「携帯電話端末等」という）を「若しくは役務提供契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者又は携帯電話端末等（法第二条第七項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ）」に、「携帯電話インターネット接続役務（法第二条第七項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ）」を「提供する契約」を「役務提供契約」に、「書面」を「書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。次条において同じ。）」に改め、同条第二項中「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者がフィルタリング機能を備えていない状態で青少年に携帯電話インターネット接続役務を提供している間」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、役務提供契約の相手方又は役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合において、当該青少年が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないときは、その間」に改め、「（法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）」及び「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、同条第五項中「フィルタリング機能を有するソフトウェア」を「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービス」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「フィルタリング機能を有するソフトウェア」を「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「フィル

# 平成30年3月23日 岡山県公報 号外

タリング機能を有するソフトウェア」を「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」に、「フィルタリング機能を備える」を「青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを備える」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める端末設備の販売等をする場合は、この限りでない。

第十条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 事業者等のうち、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年有害情報フィルタリング有効化措置（法第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることなく特定携帯電話端末等（同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下この項において同じ。）の販売等をする場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、次条第三項に規定する書面若しくはその写し又は当該書面に記載された青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨その他規則で定める事項を記録した電磁的記録を保存しなければならない。ただし、当該契約に係る青少年が十八歳に達したときは、この限りでない。

第十一条第一項中「利用させるよう」を「利用させること及び青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることに」に改め、同条第二項中「第十七条第一項ただし書」を「第十五条ただし書」に、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 保護者は、法第十六条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、その旨その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

第十五条中「同条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例第十條第二項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後に締結される同条第二項の規定による役務提供契約又は同日以後にされる同条第三項の規定による販売等について適用し、同日前に締結された同条第二項の規定による役務提供契約又は同日前にされた同条第三項の規定による販売等については、なお従前の例による。

岡山県議会の議決すべき事件を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第四十八号

# 平成30年3月23日 岡山県公報 号外

岡山県議会の議決すべき事件を指定する条例の一部を改正する条例

岡山県議会の議決すべき事件を指定する条例（昭和二十四年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、本則第五号中「基き」を「基つき」に改め、同号を本則第三号とし、本則中第六号を第四号とする。

## 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(解説)

◎ 岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部を改正する条例について

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に鑑み、新たに義務化されたフィルタリング有効化措置に係る規定を整備する等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県議会の議決すべき事件を指定する条例の一部を改正する条例

主要農作物種子法の廃止に伴い、岡山県議会の議決すべき事件から同法の施行のための条例を制定することを除くこととする等所要の改正を行うものである。